

第4回「(仮称)宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会 会議録

■ 日時 令和6年11月7日(木) 午前10時～正午

■ 場所 宇都宮市役所(14階) 14D会議室

■ 出席者

1 委員(五十音順)

石井委員, 石塚委員, 稲葉委員, 梅村委員, 小澤委員, 小島委員, 篠崎委員,
高村委員, 永井委員, 中島委員, 南部委員, 福田委員, 藤原委員, 綿谷委員

2 事務局

市民まちづくり部長, 同部次長, 同部副参事(自治会活動促進担当),
みんなでまちづくり課長ほか

■ 公開・非公開の別 公開

■ 傍聴者 1名

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 前回の懇談会における主な意見と対応案について

(2) 条例の骨子案について

(3) 懇談会の意見書案について

(4) 意見交換

- ・ (1)から(4)を一括して事務局から説明(資料)
- ・ 欠席委員の提出資料を事務局から説明

(委員)

条例の目的(資料9ページ)をはじめ「防災, 防犯」という言葉が各所に出てくるが, 自分が住む地域は災害による被害が少ないので, 「防災」が一番先に出てくると実感を持ちにくい印象を受ける。むしろ, 高齢者の福祉や地域住民同士の交流の方が, 自治会の役割として共通する役割なのではないか。

(委員)

- ・ 自治会の役割は, 「防災, 防犯」以外にも, 福祉的なもの, 地域住民相互の親睦及び交流の促進, さらには福祉的な「支え合い」や, 地区によっては文化の継承や公園の美化活動なども幅広くある。例示としてどの役割を選択するのか, 条文にどの程度具体的に規定するのかについてコンセンサスを得る必要があるのではないか。
- ・ 「まちづくり活動」という表現について, 「まちづくり」という言葉のニュアンスが, 自治会が担う福祉的な取組や, 人と人との交流といった活動と必ずしも結びつかないことから, 「地域活動」としてはどうか。

(委員)

- ・ 「防災、防犯」と例示すると、いくら「など」が付いていても自治会の活動が限定的なものと思えらる可能性があるという意見はその通りと感じるが、例示がないと抽象的すぎると思う。
- ・ 「ごみ」に関することは自治会の重要な役割であり、事業者の役割（資料18ページ）として自治会の加入の呼びかけを行う際にも環境美化やごみの問題は大切なことなので、例示に追加しても良いのではないかと。

(委員)

条例に例示することで自治会の役割が限定的という印象を与えるという意見があったが、逆に条例に自治会の核となる役割を明示していくという考え方もあるのではないかと。例示がないと自治会の役割がぼやけてしまう。どのような言葉を例示するのかは議論して良いと思う。

(委員)

- ・ 「防災、防犯」を条文の例示とした理由は、前回の懇談会において、「防災、防犯」については自治会が一番重要視している取組であり、「安心安全なまちづくり」を明示した方が良いとの意見から条文に落とし込まれたものと理解している。
- ・ 自治会条例を制定する理由は、これからの高齢社会をどう支え合い、安心安全なまちをつくっていくかということにある。「地域の支え合い」は、少しぼんやりしているかもしれないが、「向こう三軒両隣」の考え方のように、地域でお互いが気にし合い、あいさつし合いながら、まちをつくっていくことが自治会という議論になったと理解しており、象徴的な言葉として「支え合い」を入れても良いのではないかと。

(事務局)

- ・ 条例の骨子案（資料27ページ）で示している条例の目的、基本理念、役割の順に記載しているが、条例の形式にした場合、最初に第1条として「目的」を規定し、次に第2条として用語の「定義」（資料30ページ）を規定し、その次に第3条で「基本理念」という順序になる。
- ・ 自治会活動の内容については、「地域住民相互の連絡及び交流、防災活動、防犯活動、環境美化活動、その他の良好な地域社会の維持及び形成並びに地域住民の福祉の向上に資する地域的な共同活動」として第2条に明記する予定である。これを前提に例示の有無についても御議論いただきたい。

(委員)

条文の早い段階で様々な活動が活動内容として定義されているのであれば、目的規定などに改めて例示がなくても問題ないと思う。

(委員)

防災や福祉など様々な地域活動を「人と人との支え合いによる地域活動」と表現すれば、柔らかみを持たせつつ幅広い地域活動を含めた表現にできるのではないかと。

(委員)

この条例の目的の一つに、自治会の役割を明らかにし、重要性を伝えるということがある。そのような中、自治会は「防災、防犯」だけしかやらないと捉えられてしまうことは避けるべき。

(委員)

関係者の役割（資料28ページ）について、事業者の役割は具体的に書かれているが、地域活動団体や非営利活動団体の役割についてはそこまで具体的ではない。自治会とどのように関れば良いか分からない団体も多いと思うので、もう少し具体的な書き方が良い。

(会長)

「防災、防犯」を自治会の役割と例示することで、特定の活動目的を持つ非営利活動団体は、自治会活動と目的が合致しない＝連携・協働できないことも考えられるか。

(委員)

地域活動団体や非営利活動団体の役割について、これまでの意見（資料17ページ）には「子ども」のことが記載されているが、骨子案には具体的な例示が書かれていない。もう少し「子ども」のことに触れても良いのではないか。「子ども」をテーマに活動している非営利活動団体もある。

(委員)

- ・ 「子ども」に関わっている非営利活動団体もあるが、別のテーマに特化しているNPOなど、それぞれの団体の特色をまちづくりに活かして活動することが重要ではないか。
- ・ 非営利活動団体は、「子ども」や「高齢者」、「防災、防犯」など、何かをやりたいという思いから結成された団体であるはずなので、そういった団体がまちづくりに関わってもらえるよう促す趣旨であれば、特定の活動や分野に限定されるものではないと思う。

(委員)

私自身は、主に「子ども」に関する活動に携わっているが、各団体の目的は様々なので、特色を生かして地域の活動に関わることが重要である。

(委員)

- ・ 団体の特性に応じて関わるということが重要という意見に賛同する。
- ・ 市の「デジタル共創懇談会」に参加しているが、高齢者などデジタルデバインド支援としてボランティア組織が立ち上がっており、自治会のデジタル化にも寄与することが期待される。そうした事例も踏まえ、団体の特性を生かして自治会に協力するという表現が良いと思う。

(委員)

地域には、住宅関連事業者以外にも、高齢者・障がい者施設、電気事業者など、様々な事業者がいる。例えば「電球を購入したら交換まで一緒にやってもらえる」といった形で、事業者の特性を生かした支え合いが広がっていくことが望ましい。

(会長)

条例骨子案(資料28ページ)の「地域活動団体、非営利活動団体」と「事業者」の書き方であるが、1つ目の要点として「自治会や地域活動を理解して参加していこう」、2つ目の要点として、「それぞれの活動の特性を生かし、自治会活動に連携・協働して行こう」と段落を分けると良い。

(委員)

- ・ 事業者の役割(資料19ページ)について、住宅関連事業者は最後に例として出すといった形でも良いのではないかと。
- ・ 自治会として、「防災、防犯」は今、一番必要な役割だと思う。「向こう三軒両隣り」のように、昔は当たり前であったことが完全に薄れ、隣に誰が住んでいるかも分からない社会になっている。昨今、いつ、どこで線状降水帯が発生するか分からないし、発生すると大きな災害となるおそれがある。お互いに声をかける、高齢者がいることを把握しておくことなど、隣人等と話すきっかけを作ることがその後の助け合いにつながってくる。
- ・ 「防犯」については、昨今、闇バイトなどによる強盗、住宅関連ではリフォーム詐欺の被害に遭ったという話は頻りに耳にするが、地域のつながりは犯罪の抑止力になると思う。センサーライトを補助金で設置している地方公共団体もある。自治会の加入でセンサーライトの補助金が得られるとなれば、自治会加入のインセンティブになる。

(会長)

住宅関連事業者については、これまでの懇談会で具体的な規定を前提に議論してきたので、このままの形で残す方が望ましい。事業者の役割については、住宅関連事業者だけを指していると受け取られないように、記載に工夫が必要。

(委員)

関係者の役割(資料28ページ)の文言について、事業者は「参加及び協力するよう努める」という文言、地域活動団体等は「協働して取り組むよう努める」という文言になっているが、これは特に地域活動団体等に対して、自治会と一緒に企画したり、協働したりしながら地域活動に取り組んで欲しいという思いがあるのか。

(事務局)

事業者の「参加」という表現については、賛助会員のような形で自治会に関わるニュアンスも含めて規定している。

(委員)

「地域活動団体は自治会とどのように関わって良いか分かりにくいのではないかと」という意見があったが、「自治会活動に参加する」という表現は関わり方が想像しやすいと感じた。

(会長)

地域活動団体や非営利活動団体は、自治会と対等に協働していく、一緒にパートナーシップを取って活動していくというニュアンスがより強く出ている。事業者は、現状、そもそも自治会と関わり持っていない、自治会を知らないといったところも多いことから、まずは事業者には、自治会のことを理解してもらおうというニュアンスが強いと捉えている。

(委員)

- ・ 事業者に対しては、自治会に加入して会費を出してもらいたいという意図もあることから「自治会加入」と具体的な記載があっても良いと思う。
- ・ 非営利活動団体に関しては、必ずしもまちづくりや地域活動に協力している団体ばかりではないことを考えると、事業者と差がないとも考えられる。

(会長)

非営利活動団体の中には必ずしも自治会と関わっていない団体もあるが、「特性を生かして」といった文言を入れることで、それぞれの特性を生かし合いながら協力していくという趣旨が伝わるのではないか。

(委員)

非営利活動団体の中には法人格を有する団体もある。そうした団体に対し、自治会への加入や理解を働きかけるとすると、非営利活動団体も事業者も同じという印象を持った。

(委員)

- ・ 懇談会等における意見の対応案（資料7ページ）について、「教育委員会と連携して子どもたちに自治会の重要性を伝えていく」とあるが、学校の先生も非常に忙しい中で、どこまで対応できるのかは疑問がある。
- ・ 市の役割（資料20ページ）について、条例を踏まえた取組例として「市補助金における自治会加入要件拡大の検討」とあるが、どういうことか。
- ・ 市の役割（資料25ページ）として、「市の職員にも自治会加入を呼び掛ける」とあるが、強制にならないような配慮が必要と思う。懇談会では、市職員の自治会加入だけでなく、困っている自治会に市職員を派遣し、助けて欲しいという意見もあったと受け止めている。
- ・ 条例の名称（資料29ページ）について、骨子案に「未来へつなぐ条例」が候補となっているが、第1回懇談会の際に「(今回制定する条例は)何年先を想定して制定するものなのか、10年先か、100年先か」との問いに対し「直近の自治会参加が重要」との回答と記憶している。「未来へつなぐ」という表現は回答と一致しないのではないか。

(事務局)

教育委員会との連携について、具体的な議論はこれからになるが、学校の先生も非常に多忙な中で自治会だけを取り上げてもらうことは難しいと認識している。地域のことを教えていく中で地域活動の重要性を伝えたり、ボランティアの形で中学生に地域活動に参加してもらったり、子どもたちが地域に関わる活動機会を増やしていけるような取組を検討していきたい。

(事務局)

- ・ 市の補助金については、例えば再生可能エネルギーの活用促進に資する住宅設備の購入に対し補助金を交付するなど、市が進めるまちづくりの方針に沿った市民等の行動を促すための政策誘導を目的とするものがある。
- ・ こうした補助金のうち、自治会加入を支給要件として設定するものがあり、今後、その拡大について検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・ 条例の目的（資料27ページ）について、「子どもから高齢者まで」は「誰もが」に全て含まれているので、例示はなくて良い。
- ・ 基本理念（資料27ページ）の2つ目は1文が長いので、途中で切るか、少しまとめた方が良く感じた。

(委員)

条例の名称として「宇都宮きずな条例」、「みんなのための自治会条例」、「みんなのまちづくり条例」を提案する。自治会が公益的な役割を担っているという趣旨を、「みんなのため」に表現した。

(委員)

「支え合い」という表現はソフトで良く感じた。「地域」と「支え合い」を組み合わせ「地域で支え合う自治会条例」という名称が考えられる。

(委員)

「〇〇で愉快だ宇都宮」というフレーズもあり、「宇都宮」という文言はあった方が良くと思った。

(事務局)

条例がどこのエリアに適用されるのかを明らかにするため、条例の名称には「宇都宮市」が付くことが一般的である。

(委員)

「支え合い」という言葉は、社会福祉協議会でも良く使う文言なので、混同しないような使い方をする必要がある。

(委員)

「地域の和をつなぐ自治会条例」という名称はどうか。「和」は「なごやか」という意味も込めており、いろいろな立場の人が地域の中で、緩やかであってもつながっていく、その中心に自治会がある趣旨を込めた。

(委員)

「未来」という文言を是非入れてもらいたい。自治会が今後10年、20年、場合によっては100年続くようにという思い込めた名称としたい。これからどのような世の中になるか分からないが、自治会が存続していかなければ、行政も我々の生活も成り立たないと思う。

(委員)

未来や子どもたちにもつながっていくという趣旨を込めて「宇都宮市未来に繋ぐ地域の和きずな条例」という名称はどうか。

(委員)

「宇都宮市地域の和を未来へつなぐ条例」はどうか。

(委員)

未来に向けた言葉も入れたいが、やはりとにかく今をどうにかして対応しなければいけないという危機感を市民にも分かってもらいたいので、「宇都宮市自治会活性化条例」を名称案として考えた。

(会長)

- ・ 名称案について、まずは一人3回まで、良いと思う案に挙手して欲しい。
 - ① うつのみやきずな条例 1票
 - ② 宇都宮市みんなのための自治会条例 2票
 - ③ 宇都宮市地域で支え合う自治会条例 7票
 - ④ 宇都宮市地域の和をつなぐ自治会条例 12票
 - ⑤ 宇都宮市未来へつなぐ自治会ささえあい条例 5票
 - ⑥ 宇都宮市未来へつなぐ地域の和きずな条例 3票
 - ⑦ 宇都宮市地域の和を未来へつなぐ自治会条例 8票
 - ⑧ 宇都宮市自治会活性化条例 2票

- ・ 次に、上位3つの案について、最も良いと思う案に挙手して欲しい。
 - ③宇都宮市地域で支え合う自治会条例 7票
 - ④宇都宮市地域の和をつなぐ自治会条例 4票
 - ⑦宇都宮市地域の和を未来へつなぐ自治会条例 3票

- ・ 最も多かったのは「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」となった。まずは全員で議論したことについて了承いただけるようであれば、拍手をお願いしたい。
- ・ こうした議論の経緯を懇談会の意見書として市に提出するが、例えば議会からの意見、市長からの意見などで変わってくる部分があるかもしれないので、その点は委員の皆さんに了承いただきたい。

(委員)

骨子案における「防災、防犯」や「子どもから高齢者まで」「性別や年齢」記載は削除・修正となるのか。

(会長)

「防災、防犯」は定義で明記していくため削除。「誰もが」という表現に、国籍も性別も年齢も関係なく全て入るという解釈であるため、「子どもから高齢者まで」と「性別や年齢」も削除していく。他には、「まちづくり活動」は、「地域活動」の方が良いという意見があったので修正する。

(市民まちづくり部長)

委員の皆様には、限られた時間の中で熱心に議論を深めていただくとともに、意見書を取りまとめていただいたことに心から感謝申し上げます。条例の中身はもちろんのこと、具体的な取組のアイデアについても沢山の意見をいただいた。今後、条例の制定と併せ、自治会支援策を積極的に進めていく中で、皆様からいただいた意見を積極的に取り入れていきたい。